

平成27年第4回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成27年12月14日 午前10時00分開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君												
教	育	長	杉山英彦君												
総	務	課	長	高野光司君											
企	画	財	政	課	長	清水一男君									
税	務	課	長	石川篤君											
住	民	課	長	井原有一君											
福	祉	課	長	石塚稔君											
保	健	福	祉	セ	ン	タ	ー	所	長	秋山幸子君					
環	境	対	策	課	長	蓮沼均君									
保	険	年	金	課	長	兼	国	保	診	療	所	事	務	長	大野敏明君
経	済	課	長	兼	農	業	委	員	会	事	務	局	長	大越直樹君	
都	市	建	設	課	長	鬼澤俊一君									
会	計	課	長	菅田哲夫君											
学	校	教	育	課	長	岩戸友広君									
生	涯	学	習	課	長	坂田重雄君									

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成27年12月14日（月曜日）

午前10時00分開議

- 日程第1 議案第56号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第57号 利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第58号 利根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第4 議案第59号 利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第60号 利根町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第61号 利根町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第63号 利根町農業委員会の委員等の定数に関する条例
- 日程第9 議案第64号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第65号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第66号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第67号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第68号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第69号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第70号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する
請願
- 日程第17 議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書
- 日程第18 議員提出議案第3号 利根町非核平和都市宣言に関する決議
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号
- 日程第2 議案第57号
- 日程第3 議案第58号
- 日程第4 議案第59号
- 日程第5 議案第60号
- 日程第6 議案第61号
- 日程第7 議案第62号
- 日程第8 議案第63号
- 日程第9 議案第64号
- 日程第10 議案第65号
- 日程第11 議案第66号
- 日程第12 議案第67号
- 日程第13 議案第68号
- 日程第14 議案第69号
- 日程第15 議案第70号
- 日程第16 請願第1号
- 日程第17 議員提出議案第2号
- 日程第18 議員提出議案第3号
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

本日、議員から追加議案、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号が提出されております。

次に、厚生文教常任委員長から請願審査報告書が提出されておりますので、その写しをお手元に配付してあります。

以上報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第56号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第56号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第57号 利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第57号 利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第58号 利根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を議題とし

ます。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

2番新井滄吉議員。

○2番(新井滄吉君) 実はこのことに対して対応するのが非常に悩んだんですけれども、でも反対というよりは、丸ごと賛成はしないという立場で、私も不勉強でこの番号制度に対して、実は自分の立場をはっきりさせなきゃいけないと考えたのは、本当につい最近です。そうですね、1週間ぐらい前、東京に忘年会に行った帰りに大きな本屋に入ったんですけれども、そこで私、取手市の本屋にはないような本があったんです。取手市あたりに、この近辺の番号制の問題の本は全部金もうけのために、マイナンバー制度をどういうふう導入したらいいか、どういうところに気をつけたらいいか、そういう程度の本しかなかったんです。

私は実はこの問題には危険を感じていたんですけれども、確信が持てなかった。そういう状態だったんです。ですから、前回の9月議会ですか、そういう関連のあれがあったときに、私は反対する場合は反対する人は個人で申請しなきゃいいという、そういうことで態度表明をしなかったんですね。私の責任なんですけれども、本を買って読んで、そしていろいろ調べたら、実に危険なことを感じたのです。

地方議会でも、京都では市議会レベルで中止を求める意見書を決議しているんですね。愛知県でも豊橋市議会が慎重を求める意見書を国に提出しているんですね。

このモデルになったのはアメリカなんですね。何とアメリカは、2006年から2008年の間に1億170万件、3年間で1億件を超す成り済まし事例があったんですね。成り済ましは1億件ですよ、アメリカの人口は多分2億ちょっとですか、それが3年の間に1億170万件、被害金額は1年にして1ドル123.1円と計算すると6兆1,550億円、こういう成り済まし事件の被害が出ているんです。アメリカ国防総省はこれに危険を感じて、番号制をやめちゃったんですね。アメリカ国防総省は本人確認番号に切りかえたんです。というのは機密があるから、成り済ましで国防総省に入ってきていろいろな情報をとられたら大変なことになりますから、アメリカ国防総省はやめた。

イギリスは、マイナンバー制度を推進していた労働党政権がひっくり返された、反対の政党に政権をとられてしまった、そういう状態です。

フランス、ドイツも、日本の個人番号制みたいな健康保険番号とか年金番号とか、そういうのはあるけれども、今度のような共通番号制なんて全部、八十何項目全部個人情報にバアッとわかるような、そういう制度はないんですね。

韓国にはあるけれども、韓国も同じ、アメリカのように同じような問題を抱えている。

ですから、これが発足したら早速、全世界のハッカーから日本のデータベースに猛攻撃を受けますよ、間違いなく。ですから私は、私個人もやるのをやめました。ですから申請

しない。自分が危険を感じるから、これも利根町民にも、私はできるだけこれから知らせなきゃいけない。本当に怖い、保険番号が漏れたとか、年金番号が漏れたとかということはまだ被害は小さいですけども、これから大変なことになります。そういう危険を感じるので私はこの共通番号制の、利根町は国の下部機関ですから、やるのでもその辺を気をつけてやってほしいという意見を言いたくて、私は賛成じゃない、反対の立場で言っているんです。

ですから、行政としてはある意味、やらざるを得ないと思うのです。議会はそんなことはないよね。そういう意味で私は危険を警鐘する必要があると思って、ここに立っています。

それで去年の9月ですか、皆さん覚えていますね。受験産業のベネッセ、これが情報が漏れて記者会見をしましたね。それが記者会見で3,504万件もお客さんの情報が漏れてしまったと、漏れたこの情報を使っている会社が35社もいたと、そういうことは日本でもある。あるいは年金番号が問題になったことがある、そういうことが必ずネット社会ではこれからぼんぼんある。

日本の1億二、三千万人のデータがしっかり全部わかると、全世界の人間が、ハッカーが総力を挙げて攻撃に来ますよ。情報を取りに来ます。これは間違いない。ですから、こんなことはアメリカにもそういう教訓が出ている、それから、韓国にも出ている、全世界も共通番号をやっているところはほとんどない、そういう状態で漏れているのをわかっていながらこれから推進するなんていうのは、あほかと、私はそういう汚い言葉を使いたくないけれども、あほか、本当に日本は、政治家は何やっているんだ、何やっているんだ、ちゃんと安倍ちゃんは考えているんですよ。これを皆さんは、あのばか被害妄想じゃないかと言うけれども、国民総動員制度、ほとんどそういうふうに使おうと思えば、すぐ使えるんですよ、この番号制は、そういう意味で私は警鐘を鳴らす必要がある、だから私はばかじゃないかと思われるけれども、気がついたら黙ってられない性分ですから、これはとんでもない制度だと訴えたいと思います。

万が一、行政はやらざるを得ない面があるから、その辺はマイナンバーの写真つきのカードがなくてもちゃんと案内カードがありますね、あの番号を持ってきて免許証とか何とか、そういうふうにして親切に対応してほしいと思います。私が言いたいのはそういうところですよ。

何しろ安倍ちゃんは全世界に向かって、福島放射能、アンダーコントロールだと大うそ言ったんです。誰がアンダーコントロール、日本人は信用していますか。福島の放射能がアンダーコントロールのもとにある、本当にそう思いますか。大うそつきですよ、あいつは。そういう人間が皆さんの情報をやって、総動員したように使おうと思えば、いつでも使える、そういう危険性を感じるので私はこの問題は、条例に反対というよりは、条例に、その辺は気をつけて運用してほしいと思います。行政は反対はできないですから、議

会は反対できますから、私は議員の皆さんにいきなりこれを言っても、あの新井はばかじゃないかと、ちょっと狂っているんじゃないかと思われる可能性があるんですけども、私、短い時間でまとめたがあるので参考に皆さんにお渡ししたいと思います。

○議長（井原正光君） 新井議員、議会ですから、「ばか」だとか「あほ」だとか、そういう言葉は使わないように、お願いします。

○2番（新井滄吉君） わかりました。でも安倍首相は正直、危険です。それだけは言いたいです。あほだ、ちよんだというのは差し控えます。撤回します。

○議長（井原正光君） 終わったから直ちに席についてください。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第58号 利根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第59号 利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第59号 利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第60号 利根町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

議案第60号 利根町防災会議条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第61号 利根町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第61号 利根町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第8、議案第63号 利根町農業委員会の委員等の定数に関する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

通告により1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） それでは、利根町農業委員会の委員等の定数に関する条例、附則で別表第1中、新たに農地利用最適化推進委員の仕事の内容、仕事の内容についてはこの前の一般質問の中で農地利用最適化推進委員の仕事は農地の集積、耕作放棄地の解消等であるということで、これはわかりました。そこで推進委員は農業委員会の下部組織と思いますが、会議等の通知等は農業委員会の会長が行うのか、別に農地利用最適化推進委員の個別の中で組織してやるのか、その辺がどうなのか。

それと推進委員の報酬3万円の決定の根拠についてお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは石井議員の質問にお答えいたします。

まず、推進員の活動については、どういうふうな系統かということでございます。一応農業委員会の下部組織ということでございますので、会長のほうからの通知等になるうか

と思います。

それから、3万円の決定の理由ということでございますが、こちらにつきましては当町の農業委員会の報酬額が3万4,000円になってございます。そこから4,000円を減じて3万円としたところでございまして、その理由といたしましては、農業委員は農業委員会に出席し審議して、最終的に合議体として意思決定をするということが主体となります。推進委員につきましては、担当地区におきまして現場活動を行うこととなります。両委員は連携しながら農業委員会活動を行うということになってございます。

また、今回の法改正におきまして、平成28年4月から新体制となる市町村、こちら茨城県内で21市町村ございます。その市町村の中で報酬を見ますと、19市町村におきまして農業委員と推進委員の報酬に差をつけているという現状がございまして。

また、その差額につきましては、2,000円から5,000円の差をつけている市町村が10市町村、そのほかの市町村は5,000円以上の差をつけて報酬を決める予定と聞いてございます。これらのことを考慮いたしまして、利根町におきましては3万円の報酬としたものでございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） ただいま課長から農業委員が3万4,000円だから、推進委員は3万円ということで、単なる、何と言うか、ほかの市町村が2,000円とか農業委員より下がっているということだけれども、これは最高責任者の町長からこれについての根拠をお伺いしたほうがいいのかなと思います。町長をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 経緯については、今、大越課長のほうから説明したとおりでございますけれども、農業委員と推進委員が3万4,000円、同じ報酬額という案も一つ考えて、それで、先ほど課長のほうから説明があったとおり、県内の市町村農業委員と推進委員の、極端なところは推進委員が半額というところもありますし、そういうことを参考にして最終的には農業委員が3万4,000円であれば、推進委員の方は3万円でもいいんじゃないかということで協議して、最終的には決まったということです。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第63号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第63号 利根町農業委員会の委員等の定数に関する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第64号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） それでは、議案第64号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第4号）、18ページの歳出、款項目8-1-5の備品購入費の増額補正の内容について説明していただきたいと思います。

112号線が年度内に工事ができないための組み替えだと思いますが、14番の使用料及び賃借料を含めて、18番の備品購入費、MCA携帯型無線機等の内容について、わかりやすく説明してください。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 石井議員の質問にお答え申し上げます。

12月補正に至った経緯につきましては、企画財政課長から答弁させます。

それで、私のほうからは備品購入費の増額の理由につきましてご説明申し上げます。

MCA携帯型無線624万8,000円、避難施設暖房器具164万8,000円、避難施設照明器具413万7,000円の購入をするためでございます。MCAと言いますと、これはマルチ・チャンネル・アクセスという方式の無線機となっております。

まず初めにMCA携帯型無線機でございますが、購入台数は22台で、災害時の連絡体制の強化及びデジタル化に対応した災害用無線機でございます。災害対策本部設置時など、各対策部に配備する予定となっております。

特徴としましては、広範囲に通信を行うことができるもので、町では筑波の基地局を利用いたしまして、通信範囲を想定しております。通信範囲といたしましては、水戸市、筑西市、古河市、守谷市、龍ヶ崎市まで、山などの障害物がない限り広範囲で通信が可能となっております。

また、他の機能といたしましては、グループをつくることでグループ内の通信を行うことができるということでございます。

さらに、個別に相手を指定し、個別の通信を行うことも可能であり、混線や通信の不備

などの不安を解消することができ、災害対策本部設置時の各対策部の連絡体制の強化を図ることができるということでございます。このようなことから、災害時の対応をより円滑に行うことができるよう整備したいと考えているところでございます。

次に、暖房器具でございますけれども、赤外線ヒーター4台、赤外線のガードフェンス4台、石油ストーブ10台などを購入する予定となっております。

赤外線ヒーターは避難所を開設する学校体育館でございますけれども、各2台を配備する予定となっております。ヒーターは大型で大量の遠赤外線とサーキュレーターから出る温風で体育館を温めることができるということでございます。

石油ストーブにつきましては、避難所を開設する利根町公民館に2台、保健福祉センターに2台、学校2カ所に各3台を配備する予定となっております。

次に、照明器具でございますが、LEDバルーン照明機ということで三脚タイプが4台、LEDのバルーンの照明機カートタイプが2台、発電機4台などを購入する予定となっております。

バルーンの照明機でありますけれども、大きさが54センチメートルと87センチメートルの大きさの風船型となっております。また、支柱につきましては、2メートル60センチメートルまで高さを調整することが可能となっております。最大の明るさですけれども、300ワットまで調整することが可能となっております。

また、三脚タイプとカートタイプがございますけれども、これは体育館の中と外に配備する計画となっております。

これらにつきましては、東日本大震災の課題の一つであります避難所の環境整備を図るため、避難所の夜間運営を想定し、照明器具として照明機を避難所に配備し、また、冬場の避難所運営を想定し、寒さ対策といたしまして赤外線ヒーターなどを避難所に整備するためのものがございます。

○議長（井原正光君） 次に、清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 今回の目5防災費の財源につきましては、初日補足説明で説明しましたように、復興まちづくり支援事業交付金の基金を町道112号線の道路改良事業に充てておりましたけれども、年度内に事業が終わらない見込みがあるため、今回の補正で繰越明許費を設定しております。その関係上、この交付金の充当ができなくなったため、今回、平成28年度当初予算で計上する予定でありましたMCA携帯型無線機等につきまして、前倒しで今回補正を行ったものです。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 今、説明を受けましたMCAといろいろな備品については、いつあるかわからない災害にきちんと対応してもらおうということについては、大変ありがたく思っております。これで終わります。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

次に、11番五十嵐辰雄議員。

○11番（五十嵐辰雄君） ただいま石井議員のほうから質疑がありまして、MCA携帯型無線機の購入台数が22台だそうですね。あと通信エリア、それから、携帯する者、これは災害時に使うということで、そこで年間の維持管理、これは次年度の維持管理の年間の額でございます。それから、電波の使用料、これ幾らくらい電波の使用料を払うのかどうか、これは800メガくらいで極超短波を使うということで、筑波の中継局だそうですね、その点もお伺いします。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、お答え申し上げます。

電波使用料という形で役務費のほうでありますけれども、22台の200円ということで5,000円を想定してございます。

また、基本使用料としましても、これもやはり筑波の基地でございますけれども、これは3カ月分で15万2,000円という形でありますので、これに4倍を掛けるということです。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 200円というのは、これは200円でしたか、その点もう1回確認したいんですけど。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 役務費の通信運搬費でMCA無線電波使用料という形で、1台200円ということで22台ありますので5,000円という予算を計上してございます。

また、次の15万2,000円につきましては、筑波の基地局を利用する場合、1カ月1台2,300円、22台で3カ月分で15万2,000円ということですので、1年間としましては4倍、ですから50万円ぐらいかかるということです。

よろしいですか。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そうしますと、この料金は、払う先は民間会社のほうに払うんですね。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員にちょっと伺いたいんですが、農業のほうの関係も通告されておりますが、これはやらないんですか、既に2回、3回と質疑されてますが、それはやらないのね、はい、わかりました。

答弁を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 支払いにつきましては、MCA無線基地の運営元であります一般財団法人の移動無線センターのほうに支払うということです。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質疑が終わりました。

以上で議案第64号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第64号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第65号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第65号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第66号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第66号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第67号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第67号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第68号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

通告により、1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 議案第68号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第

2号)、9ページの歳出、款項目3-4-1、18番の備品購入費の増額補正の内容と理由というようにありますが、制度の改正のための補正で備品購入費301万1,000円の増額、運動機器、音楽療法用楽器の説明をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） それでは備品購入費の増額補正の理由についてということでお答えいたします。

増額理由でございますけれども、28年1月から従来の介護予防事業を新しい総合事業へと移行していくという予定で進めているわけでございます。それに伴いまして、保健福祉センターも受け皿の一つとして介護予防事業の充実を図るために、トレーニング機器の整備及び音楽療法楽器等の整備を行うものでございます。

現在も65歳以上の方を対象に生活機能チェックリストにより生活機能の低下のおそれのある方を対象に、二次予防事業としまして運動機器向上や口腔機能向上、栄養改善、認知機能の向上など、それぞれを目的とした各教室を実施しております。

4月以降は65歳以上の要支援区分認定者の方や従来から実施しております生活機能チェックリスト等からの該当者、または認定を受けておりませんが、運動機能の低下などに不安を持たれる方などの対象者の拡大を見込み、施設の充実を図るわけでございます。

備品として予定しているものは、運動機能向上のための上肢と下肢の筋肉をバランスよく鍛えるために4種類の機器を購入予定しております。それと、音楽療法のほうでは楽器を2種類購入を予定しております。

機器の使い方でございますけれども、運動機能向上としましては、対象となる方々のトレーニング方法の一つとして利用をしていただく。これは現在もやっていることでございますけれども、まず理学療法士による事前評価のもとにトレーニングメニューが生まれ、自主トレーニングをしていただくようになります。また、週1回の運動指導インストラクターが集団で実施している教室への参加ですとか、その人、その人にあわせた内容で取り組んでいただくようになります。

なぜこの補正ですのかということですが、4月以降にスムーズに事業がスタートすることができますように、要支援区分認定者等の受け皿の一つになるわけでございますので、トレーニングは日々継続することが何より大切、介護予防という視点から1日でも早く環境整備を進めたいということで、27年度中に準備をするわけでございます。

この総合事業の財源構成でございますけれども、国が25%、県と町がおのおの12.5%、残りの50%は1号、2号の保険料となっております。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 幾ら制度が変わったからといって、充実を図るんだ、環境整備

をきちんとやるというようなことを言っていますが、私は補正は緊急やむを得ない、だから補正なんです。なぜこの12月の補正でやらなければならないのか。私は28年度の当初予算、これで組むのが適切であると今思っております。いかがでしょうか。

○議長（井原正光君） 秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） 4月以降、要支援認定者といった方々が順次いろいろなサービスを選ぶという状況になってくるわけでございますけれども、そういった中で、すぐに自分の希望するサービスにつながるということが何より大事かと思えます。

先ほども申しあげましたけれども、トレーニングをしたいということであれば、そのメニューにすぐに取りかかれるような環境を、高齢者のためにつくって差し上げたいというところからでございます。

説明は以上です。

○議長（井原正光君） 石井議員。

○1番（石井公一郎君） 1、2、3カ月間で301万1,000円もの補正が、私は緊急だとは思えない。それでもどうしてもやらないと住民が困るんだという緊急性があれば、これは当然やるべきだと思いますけれども、計画性もない、ただこの補正にのせるということについては、余りいいとは思っておりません。

終わります。

○議長（井原正光君） 石井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第68号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第68号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第69号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第69号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第70号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第70号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第70号は同意することに決定しました。

ここで利根町教育委員会委員として新たに任命されました村上盛一氏の挨拶をお願いいたします。

〔村上盛一氏登壇〕

○村上盛一氏 ただいま本会議におきまして教育委員会委員としてご承認いただきました

村上でございます。一言ご挨拶申し上げます。

私は利根町に住まいを移してから32年になります。その間、茨城県内の小中学校に教員として勤務しておりました。その間、いろいろな経験をする事ができ、また、その学校教育現場で得たさまざまな経験を生かしながら、微力ではありますが、学校教育、家庭教育、社会教育の充実に努めてまいりたいと思います。あわせて利根町の教育の発展に貢献したいと考えます。

今後とも皆様方のご指導、ご支援のほどお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。(拍手)

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第16、請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題とします。

本件については、厚生文教常任委員長から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

船川京子厚生文教常任委員長。

〔厚生文教常任委員会委員長船川京子君登壇〕

○厚生文教常任委員会委員長（船川京子君） 平成27年12月8日付で厚生文教委員会に付託されました請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願についての、審査結果をご報告いたします。

12月11日、厚生文教委員会を開会し、委員からは、昨今の社会情勢を見るとインターネットや携帯電話等の情報通信が急速に発展し、新しい有害環境の出現が指摘されている中で、社会の有害環境から青少年を守るためには一定の法整備が必要である。また、各都道府県の青少年健全育成条例での対処には限界が指摘され、国や地方自治体、地域社会、そして保護者等の責務を明らかにし、一貫性のある包括的な法の整備が求められるのではないか等の意見がありました。

本請願に対し異議を唱える委員はなく、請願第1号は全員賛成により採択となりました。

以上、会議規則第94条第1項の規定によりご報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） ちょっと質問しようと思ったけれども、瞬間ですみません。

私はこれを見て、ネットで調べてみました。そんなに十分な時間の調査はできなかった

んですけれども、調べた中で国会で廃案になっているんですね。いろいろ反対のほうを見たら、私はこの文面で、これだけだったら賛成しますよ。でもその背景を考えると怖いんですね。

例えばインターネットで変な写真が送られてきたと、それを気がつかないで持っていた。そうすると犯罪になる。そういうのを保持する、そういうことがいろいろあるので、簡単には賛成できない。これは正直、私は国会がまたやるんだったら、国会の中で十分たっぷり時間をとって調査、審議すべきだと。

私はこの利根町議会で、あえてこれを上げる必要はない。危険性がいろいろ、新井は考え過ぎだと思われるかもしれませんが、国会議員のホームページを見るとやはりあるんですね。危険性をいろいろな形で指摘しているんです。ですから私は反対します。

この文面だけだと別に私も賛成しますが、この法律となると、いろいろ政令がくっついてきて、いろいろな落とし穴をいっぱいつくっているんですね。そういう意味で私はうかつに利根町議会はこういうのを、よくわかりもしないでこの文面だけで賛成するのは危険だと思います。そういう意味で私は反対します。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1番石井公一郎議員。

○1番（石井公一郎君） 私は「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書ということで、厚生文教常任委員会の会議の中で、私は健全な少年は健全な家庭から育成されるという、この基本に基づいて、今、新井滄吉議員が言われたように危険だとか、この文面がどうのこうの、裏が危険だとか、そういうことを言っただけでは、この文面に対するあくまでもいいか悪いかなので、ましてや国へお願いするということでもありますから、決定するのは国に決定してくださいとお願いするわけですから、この請願について、私は賛成します。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） 私は、請願第1号について賛成の立場から討論いたします。

各都道府県がおのこの青少年健全育成に関する条例を制定しているようなんですけれども、規定や罰則が異なっていること、それから、例えば茨城県におきましては茨城県青少年の健全育成等に関する条例を制定しております。この内容は、以前のものは青少年の環境整備で規制が主でしたが、改正されたものは青少年の健全育成、若者の活動の支援、青少年の環境整備、これらが盛り込まれた全体的な社会的環境を整備しようという条例になっております。

一方で、例えば福岡県などでは、フィルタリングソフト、これは携帯電話、パソコンなどに関してでございますが、規制を全面に押し出して、その条例を制定している。加えて青少年健全育成市民会議なども設置いたしまして、市町村が討論を行い、合意形成を行っ

ていると聞きます。

先ほど申しましたように、各都道府県が設ける条例については、規定や罰則が異なる、これを統一化する指針を生み出すために、この法案は提出されたものと、私は解釈いたします。

もう一つの理由は、表現の自由を確保するという観点から、基本的な社会環境の整備が待たれると思うからです。豊かな美意識、芸術文化に対する感性を育成することを、地域でも行っていかななくてはならない。それから、情報リテラシーを強化していくことが重要である、私はそのように思います。

例えば図書館協会は図書館の自由に関する宣言において、図書館等が学校図書館も含めまして自立して選書、蔵書の組織化についての指針を決めていくような方向、これを求めて活動しておられます。図書館協会におきましては、図書に関する規制については、やはりその図書館が指針を持ち、その上で選書が常識的範囲で行われるという方向性を目指していると私は認識しております。自己表現をした作品について、携帯電話のフィルタリングソフトを推奨している都道府県もあります。私は表現の自由を確保するという観点からは、社会環境をまず整備すること、そして具体的には物理的な制限、それから、年齢制限など、これらによってゾーニングを行う。そのような動きを国が指針を示した上で展開されることを願うものです。

以上の理由で、私は請願第1号について賛成をいたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を採決します。

本請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願は委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番（五十嵐辰雄君） 議員提出議案第2号

平成27年12月14日

利根町議会議長 井原正光様

提出者	利根町議会議員	五十嵐	辰雄
賛成者	同	新井	邦弘
	同	花嶋	美清雄
	同	石山	肖子
	同	石井	公一郎
	同	船川	京子

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題（文部科学省 道徳教育の充実に関する懇談会報告）が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、規定が都道府県で異なるなど、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えています。

以上の内容を踏まえ、国会及び政府に「青少年健全育成基本法の制定」を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月14日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 総務大臣 法務大臣 外務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 警察庁長官

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

2番新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） あくまでも表現上の、そこに書いてある程度は私だって賛成します。でも、あえて反対するのは、私がつい2日前ですか、NHKの子どもニュースの解説の本を読んだんですけれども、なぜ戦争に行ったか、みんな気がつかずに持っていかれたんです。危険を感じたときに、私は危険を感じていますから反対します。なぜなら、家庭が子供の教育に責任を持つ、もともととしていますよ、そんなのは。どこの家庭だって、自分の子供はかわいいから、ところが不正規で低賃金で食うに食われない、年金の親にパラサイトしているのがほとんどです。そういう実態を見ないで家庭が悪いんだ、悪い子供ができるのは家庭が悪いんだ、だからそこをしっかりと基本法をつくれれば解決をする。私は解決できないと思います。

そういう意味で何か、そういう法律をつくれれば家庭、道德教育をやれば道德が高まる、それもおかしい。今、道德教育を推進しようとしていますけれども、私はこの一連の流れは正直言って、もうちょっと我々議会人が勉強する必要がある、なぜあの太平洋戦争に持っていかれたのか。

私もきのう、ナチスドイツのユダヤ人を6,000人救ったという映画をみたんですけれども、時の政府に自分を身をもってユダヤ人6,000人の命を守ったと、そういう気概を日本人は持つべきではないかと。今、戦争へ、戦争へと向かっている中で本当にきれいな、表面上は誰も反対できないような、ところが落とし穴がいっぱいあって、そこで言論の自由を縛っている。そして逮捕する、弾圧する、そして戦争を反対できなくする。そういう世論に持っていく。そういう一つではないかと私は正直思っています。ですから私は、利根町議会はこんな法律をつくってくれと言わないほうがいいと。

というのは、皆さんも多分そうでしょう、私も膨大に法律をプリントアウトしましたよ。

20センチメートル以上ありましたよ。読んだけど、こんな普通の人にはなかなか読めないと思います。その法律もなかなかつかめない。見た国会議員が危険を指摘されている、だから本会議へ。いいことはさっと通ります。ところが通らないで廃案になっていたのは何なのかということを考えるべきだと思います。私はそういう意味で皆さんに、今短い時間で説得できないですけども、私だけでも反対します。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第2号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番石井議員、2番新井議員、7番坂本議員、8番高橋議員が退席をしております。

ただいま入場いたしました。時間どおり入場するようにお願いします。

○議長（井原正光君） 日程第18、議員提出議案第3号 利根町非核平和都市宣言に関する決議を議題とします。

提出議案の説明を求めます。

坂本啓次議員。

〔7番坂本啓次君登壇〕

○7番（坂本啓次君） それでは、議員提出議案第3号 利根町非核平和都市宣言に関する決議について、利根町議会会議規則第14条第1項及び同条第2項の規定により提出いたします。

提出者	利根町議会議員	坂本啓次
賛成者	同	高橋一男
賛成者	同	今井利和
賛成者	同	若泉昌寿
賛成者	同	新井滄吉
賛成者	同	石井公一郎
賛成者	同	新井邦弘
賛成者	同	花嶋美清雄
賛成者	同	船川京子
賛成者	同	石山肖子
賛成者	同	五十嵐辰雄

提案理由を申し上げます。

今回上程しました非核平和都市宣言につきましては、茨城県内44市町村でほとんどの市町村が宣言・決議しています。

近年の国際情勢は、緊迫した各国間のトラブルや中東 I S の脅威、また、最近フランスでの同時多発テロなど国際平和が脅かされています。ここ日本においても、近隣諸国との関係や先般の安保法改正による政策の大転換など大きく揺らいでいます。

先の大戦での悲惨な体験を知らない世代が多くなり、過去の出来事として忘れ去られようとしています。

このような時こそ、多くの尊い犠牲のうえに成り立っている「平和」について再認識することが大切です。

本年は戦後70年を迎える大きな節目の年であります。

この機にあたり、私たちは平和な現在を享受する者として、今後とも平和の道を確実に歩んでいけるよう、先人から受け継いだこの平和への願いを、次の世代にしっかりと継承していくことが、私たちに課せられた大きな責務であると強く認識するところであります。

このようなことから、ここに非核平和都市宣言決議をするものであります。

次に、決議文を読み上げます。

利根町非核平和都市宣言に関する決議

利根町には、日本人の心の奥底にすりこまれた「ふるさとの原風景」がある。初めて訪れた人は懐かしさを感じずにはいられない。

天の雲を映す水田が、青く鮮やかな一面の田となり、やがて黄金色となって風にさざめく。

先人たちが大切に守り継いできた田園風景と日々の暮らしが調和した、美しくかけがえのないふるさとの姿がここにある。

このすばらしい郷土の中で、平和で安心して暮らせることは利根町民すべての願いであ

る。

このような私たちの願いに反し、未だ核兵器の存在は世界の平和に深刻な脅威を与えている。

世界で唯一の核被曝国である我が国は、多くの尊い生命を奪われた。いかなる理由があろうとも広島・長崎の惨禍を再び繰り返し、すべての人類にもたらしてはならないことは、私たちの不変の決意であり、「非核三原則」を将来にわたり遵守するとともに核兵器の廃絶と世界の恒久平和を強く願わずにはいられない。

利根町は、恒久平和の願いを新たにし、「非核平和都市」であることをここに宣言する。
以上決議する。

平成27年12月14日

利根町議会

以上となりますが、最後に本案を提出するに当たり、議長を初め、総務産業建設常任委員会の委員の皆様、並びにご賛同いただきました議員の皆様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第3号 利根町非核平和都市宣言に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は議長に一任とさせていただきます。

○議長（井原正光君） 日程第20、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（井原正光君） ここで総務産業建設常任委員長並びに厚生文教常任委員長から、各委員会活動の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、坂本啓次総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（坂本啓次君） 総務産業建設常任委員会からは2点の報告をさせていただきます。

一つは利根北部地区基盤整備事業の視察です。二つ目は利根町内の町道の工事箇所

察でございます。

総務産業建設常任委員会は去る平成27年10月29日、町内を視察いたしました。初めに、視察場所は利根北部地区基盤整備事業地区であります。所管関係機関、茨城県南農林事務所稲敷土地改良事務所工務課の担当課長、並びに担当職員を招き、事業経過とこれからの事業日程について説明を受けました。

これらの目的につきましてですが、本地区は茨城県南部に位置し、北側には龍ヶ崎市との市町界があり、西側には県道立崎羽根野線が設置されており、南側に1級河川新利根川が流れている面積156.6ヘクタールの水田地帯であります。

圃場は10アールの小区画もしくは未整備で、地区内の農道は幅員が狭く、用排水路は土づくりが多く、営農に多大な労力を費やしている地区でありました。

周辺の地区の農地は既に整備され、安定した農業経営を展開する基盤条件を整えているものの、本地区は恒常的に用水が不足し、農業経営に多大な悪影響を及ぼしていることから、担い手となる経営体が敬遠され、将来にわたる農地利用の秩序維持に不安があったところでございます。

したがって、本地区の将来的な農業振興を見据え、区画形状を大区画化し、支線道路、排水路、パイプラインを計画的に配置し、経営体への農地集積を早急に図るため行っている事業でございます。

事業内容はほぼ6割ぐらいは済んでおりますが、まだまだの状態でありました。

続きまして、町内の我々総務産業建設常任委員会に関する事業内容の説明をいたします。

27年度着手の町内道路修繕工事の説明を、都市建設課長及び担当職員の同行を求め視察したところでございます。

初めに、羽根野地区内町道1026線の側溝及び道路修繕、工事距離は280メートルでした。

続いて、第2号、3号は押戸地区内町道1199号線の側溝及び道路修繕工事、押戸地区内工事延長は566メートルでございました。

4号、5号は大房地区内町道210号線の側溝及び道路修繕工事、大房地区内総工事延長は510メートルでございました。工事の進捗状況を視察し、大分進んでおり、あと3割程度で大房地区のほうは終わると推察いたしました。

道路の幅も広がり、地元町民の生活の利便性の向上が図られる価値のある適正な工事であったと、我々総務産業建設委員会で判断し視察したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、船川京子厚生文教常任委員長。

〔厚生文教常任委員会委員長船川京子君登壇〕

○厚生文教常任委員会委員長（船川京子君） 厚生文教常任委員会視察研修についてご報告いたします。

平成27年10月14日に厚生文教常任委員会所管事務である塵芥処理及びし尿の状況につい

での事務調査のため、委員全員と議長の参加により、龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合の2施設における視察研修を行いました。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合クリーンプラザ・龍には、ごみの焼却処理施設を初め、焼却灰などを処理するための灰溶融固化設備やごみの資源化を行うためのリサイクル設備、また処理した廃棄物を埋めたてるための一般廃棄物最終処分場などが設置してあり、構成市町から出るごみを安全に適正に処理できるようになっています。

龍ヶ崎地方衛生組合では、浄化槽汚泥対応型の高負荷脱窒素処理方式を採用し、汚泥は乾燥後、肥料の原料として生産し、リサイクルしています。運転管理機能の充実を図るため、集中管理システムを導入し、また、公害防止対策にも万全を期すなど、衛生的かつ合理的な処理が行われています。

両施設とも適切な運転管理によって、その機能を十分に発揮し、構成市町村の生活環境保全と公衆衛生向上に大きく寄与しています。

また、この2施設はどちらも龍ヶ崎市板橋町に設置され、この地域に住む地元住民の皆様の深いご理解とご協力のもとに成り立っていることを強く感じてまいりました。

今後も環境保全、快適生活環境の向上のため適正な運転管理の持続を注視していくとともに、施設の長寿命化などのためにも、ごみの減量化などに尽力していきたいと考えます。視察研修報告は以上です。

○議長（井原正光君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋一男龍ヶ崎地方衛生組合議会議員。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員高橋一男君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（高橋一男君） それでは報告いたします。

龍ヶ崎地方衛生組合定例会、並びに議員視察研修の報告をいたします。

龍ヶ崎地方衛生組合では10月20日に全員協議会、11月2日に組合議会定例会、11月12、13日に視察研修が行われました。

まず、全員協議会では組合議会定例会提出案件、施設運転管理民間委託計画及び放射能関係損害請求について協議をいたしました。

次に、組合議会定例会では、議案第1号 平成26年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算については、全会一致で承認されました。

議案第2号 平成28年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合については、前年度と同率で全会一致で可決されました。

報告第1号 平成26年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計継続費精算報告書について、管理者から報告を受けました。

次に、視察研修では、議員19名、組合事務局3名の総勢22名で北海道夕張市の汚泥再生

処理センター及び財政再生計画についての状況を視察研修をしてまいりました。

目的は、夕張市の汚泥再生処理センターが行うし尿等の処理運営管理における衛生事務等、並びに財政再生計画についての状況を視察研修することにより、さらなる広域衛生及び行財政の進展、運営の参考となることとしました。

夕張市のし尿処理については、近年、施設を更新し、将来の人口推計も見越した規模で最新の水処理方式を採用し、さらに有機性廃棄物リサイクル推進施設、汚泥再生処理センターとして整備することとし、し尿浄化槽汚泥に加え、一部の生ごみを処理、また、リンを回収し肥料として再利用しております。

視察研修では、まず施設見学を行い、次に市役所にて財政再生計画について説明を受けました。視察研修では、終始多くの議員からさまざまな質問が出され、活発な意見交換をすることができ、大変有意義なものとなりました。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、茨城県南水道企業団の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

若泉昌寿県南水道企業団議会議員。

〔茨城県南水道企業団議会議員若泉昌寿君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（若泉昌寿君） それでは、ご報告させていただきます。

茨城県南水道企業団の視察研修の報告をいたします。

企業団事業の一つとして10月27日火曜日、28日水曜日の2日間にわたり、群馬県内にある積水化学伊勢崎工場、前橋市水道局、さらに八ッ場ダム工場の状況を視察してまいりました。参加者は管理者、職員、議員の18名でございます。

まず水道管、ガス管などを主につくっている状況を積水化学株式会社伊勢崎工場です。これからの水道管は、耐震性の高い管種・継ぎ手として給水にも強いポリエチレン管が大変最適だということでございます。地震には強く、60センチメートル曲げましても割れず元に戻り、さらに100年は使えるそうでございます。これからの水道管はポリエチレン管がよいことが視察してよくわかりました。

次に、前橋市水道局を施設してまいりました。市全体の世帯数14万1,246世帯数で給水世帯数は14万979世帯、普及率は何と99.8%と大変高い数字になっております。前橋市の人口は34万9人、26年度実績で給水人口は33万9,516人となっております。普及率は99.9%と、100%と言っても過言ではないと思えます。

浄水施設の概要は水源、井戸水です。地下水73カ所あります。そのほかに受水は県で行っております県央第1、県央第2から受けているそうでございます。市の面積は大変広く、赤城山の麓の集落も前橋市水道局の管轄になっており、これは地下水で全て賄っているそうでございます。しかし、現在の悩みは地下水がいつまで使えるのかわからないので、いつも監視をしているそうでございます。視察して驚いたことは、普及率が99.8%の数字に

は、大変私も感心をいたしました。

その後、群馬県庁を視察した後、県庁近くのホテルで1泊し、翌日、長野原町の八ッ場ダム工事事務所を訪ね、所長の案内で工事管内を、用意されたバスにて約1時間20分にわたり視察をしてまいりました。

ダムの概要は総貯水量は1億750万立方メートル、総工事費は4,600億円と伺いました。水源は吾妻川で利根川水系で、完成予定は平成31年度となっております。

私は八ッ場ダムを見学するのは3回目でございますが、現在は家の移転もほぼ終わり、道路も大体完成しておりました。これからダム本体工事も着々と進んでおります。1年前には道の駅八ッ場ふるさと館がオープンし、現在、多くの観光客が来ておりました。八ッ場ダムが完成することになり、洪水調整、遊水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水などに役立つと思います。

さらには、下流において発電所も計画されており、出力1万1,700キロワットの電気を発電するそうでございます。完成後はすばらしい観光地となり、多くの観光客が来ると私は感じました。

2日間の研修、私にもよい研修となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（井原正光君） 最後に町長から発言を求められておりますので、これを許します。遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成27年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

12月8日から本日までの7日間にわたり行われました今期定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案を申し上げた全案件について、原案のとおり可決並びにご承認をいただいたことに厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中、9日、10日の両日で行われました一般質問、また本日の議案審議の過程で、議員の皆様からいただきましたご意見やご提言につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考にさせていただきます。

現在、町では平成28年度の予算編成作業に入っているところでございますが、来年は町のさらなる発展に向け、新たなスタートの年であります。今定例会の冒頭でも申し上げましたとおり、景気の上向き傾向が続いている中ではありますが、市町村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

引き続き社会経済情勢や国、県の動向を注視しながら、今年度の残された各事業に取り組むとともに、今後策定予定の地方人口ビジョンや地方版総合戦略を着実に実行していくことで、人口減少の克服と地域の活性化に努めてまいりたいと考えているところでござい

ます。

山積する課題の解決に一つ一つ取り組みながら、また、創意工夫、知恵を絞りながら、職員ともども気を引き締め、引き続き町政運営に当たっていきたいと考えておりますので、議員の皆様方には、これまで以上に町政に対するご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、今定例会閉会に当たり、私の挨拶とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

○議長（井原正光君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成27年第4回利根町議会定例会を閉会といたします。

次回の平成28年第1回定例会は、平成28年3月1日火曜日の開会を予定しております。

本日は大変お疲れさまでした。

午前11時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 石井公一郎

署名議員 新井滄吉